

## 世界自然遺産の推薦地域について

平成15年12月

# 世界自然遺産の推薦地域について

## 1. 世界遺産条約について

- (1) 世界遺産条約(正式名称:世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)は、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として、損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的として、昭和47年11月に採択された(我が国は平成4年に締結)。
- (2) 世界遺産条約に基づく世界遺産には、①文化遺産、②自然遺産、③複合遺産(文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するもの)の3つのカテゴリーがあり、このうち「世界自然遺産」は世界的な見地から見て観賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地等を対象としており、その登録基準を満たすものが世界遺産リストに登録される。我が国における世界自然遺産は、平成5年12月に「白神山地」及び「屋久島」が登録されている(参考1参照)。
- (3) 林野庁は、条約で義務づけられた国内の自然遺産の保護を担保する制度(森林生態系保護地域制度)を所管する立場から、自然公園、自然環境保全地域等を所管する環境省、天然記念物等を所管する文化庁等とともに、世界遺産一覧表に掲載すべき候補を選出し、条約の運営に関与していくこととしている。

## 2. 世界自然遺産候補地に関する検討会について

- (1) 世界遺産条約に基づく「世界自然遺産」の新たな推薦候補地を学術的見地から選定するため、本年3月、環境省と林野庁が共同で「世界自然遺産候補地に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置した。
- (2) 検討会は、5月26日までに4回開催され、我が国において世界自然遺産としての要件を満たし得る地域を学術的見地から抽出・絞込を行った結果、世界自然遺産の候補地となり得る地域として、以下の3地域が選定された(参考2参照)。
  - ・知床(北海道)
  - ・小笠原諸島(東京都)
  - ・琉球諸島(鹿児島県、沖縄県)
- (3) また、上記3地域については、それぞれ課題もあることから、課題解決に向けた取り組みを進め、その中で条件の整う見込みのついた地域について、世界自然遺産候補地として推薦されることを期待するとされた。

### 3. 本年度における世界自然遺産の推薦地域について

(1) 本年度の世界遺産一覧表への自然遺産の推薦については、以下の理由から、「知床」を推薦することとしたい。

- ① 検討会において評価されたとおり、流氷が育む豊かな海洋生態系と、原始性の高い陸域生態系の相互関係に特徴があり、オオワシ・オジロワシ・シマフクロウといった世界的な絶滅危惧種の重要生息地となっているなど、世界遺産条約の登録基準に合致する可能性が高いこと。
- ② 法的保護規制として、既に、森林生態系保護地域、原生自然環境保全地域、国立公園等の指定がなされ、自然遺産を保護するための措置が講じられていること(参考3参照)。
- ③ 地元の世界自然遺産としての登録に積極的な意向があり、検討会において課題とされた陸域と海域を含めた統合的な管理計画の策定についても、現在、地元の関係機関等からなる地域連絡会議において鋭意検討が進められており、近々取りまとめられる見込みであること。

(2) なお、本年度、「知床」を推薦することの政府としての最終決定は、各省庁関係審議会への報告や世界遺産条約関係省庁連絡会議における関係省庁(外務省、環境省、文化庁、林野庁、水産庁、国土交通省)の調整等の手続きを経て行われることとなる。

知床は、以下に示すとおり、世界遺産の登録基準(作業指針に示された評価基準(ii)、(iii)、(iv))に該当すると考えられる(参考4参照)。

#### < ii)生態系 >

季節海氷域の特徴を反映した海洋生態系と原生的な陸上生態系と河川生態系が連続することによって複合生態系を形成している候補地は、複合生態系の仕組みを示す顕著な見本であり、評価基準(ii)に該当する。

#### < iii)自然景観 >

海氷や紅葉など、四季の変化が大きい原生的な景観は優れた自然美を有する。また、知床硫黄山は大量の溶融硫黄を噴出する希少な火山である。このように、候補地は類をみない自然美を持った地域であり、評価基準(iii)に該当する。

#### < iv)生物多様性 >

候補地は北方系と南方系の種が混在するなど、地理的位置と多様な自然環境を背景として特異な種構成、分布がみられる。また、シマフクロウやオオワシ、オジロワシなどの国際的希少種を保全する上で重要な生息地となっており、評価基準(iv)に該当する。

#### 4. 今後の予定について

< 平成15年 >

12月末 世界遺産条約関係省庁連絡会議  
(又は1月上旬) (知床の推薦を政府として正式決定)



< 平成16年 >

1月中 知床の推薦書を世界遺産委員会事務局に提出  
(2月1日の締切までに外交ルートを通じて提出)



春～秋 世界遺産委員会の諮問機関(IUCN)による書類審査及び現地調査等



< 平成17年 >

6月頃 世界遺産委員会(年次会合)  
推薦案件を審議、知床の登録可否が決定

## 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約について

### 1. 条約の概要

- 目的：世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産をリストアップし、締約国の拠出金からなる世界遺産基金により、各国が行う保護対策を援助する。
- 採択：1972年（我が国は1992年に締結）
- 締約国数：米国、イギリス、フランス、中国等、176ヶ国
- 指定された遺産：イエローストーン（アメリカ合衆国）、ピラミッド（エジプト）など754物件（自然遺産149、文化遺産582、複合遺産23）
- 事務局：UNESCO世界遺産センター（パリ）

### 2. 世界遺産の3つのカテゴリー

- 文化遺産：世界的な見地から見て歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建造物、遺跡等を対象
- 自然遺産：世界的な見地から見て観賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象
- 複合遺産：上記、文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するものを対象

### 3. 世界遺産の登録手順

- (1) 申請物件の決定
- (2) 世界遺産委員会事務局への推薦書類提出（毎年2月1日締切）
- (3) IUCN（国際自然保護連合）等による評価（現地調査含む）
- (4) 世界遺産委員会における審査（推薦書類提出の翌年の6月）

### 4. 我が国の世界遺産

【自然遺産】	(登録年月)
屋久島	平成 5年12月
白神山地	平成 5年12月
【文化遺産】	
姫路城	平成 5年12月
法隆寺地域の仏教建造物	平成 5年12月
古都京都の文化財	平成 6年12月
白川郷・五箇山の合掌造り集落	平成 7年12月
原爆ドーム	平成 8年12月
厳島神社	平成 8年12月
古都奈良の文化財	平成10年12月
日光の社寺	平成11年12月
琉球王国のグスク及び関連遺産群	平成12年12月

## 世界自然遺産候補地に関する検討会終了時の座長コメント<sup>※1</sup>（抜粋）

1. 19の詳細検討対象地域<sup>※2</sup>について、現時点で得られる知見、情報等に基づいて学術的見地から検討を行った結果、現段階では、以下に記述する3地域が、世界遺産条約に定める登録基準と完全性の条件を満たす可能性が高いものと考えられる。
2. 世界自然遺産の登録基準に合致する可能性が高いと判断された地域

知床は、流水が育む豊かな海洋生態系と、原始性の高い陸域生態系の相互関係に特徴があり、オオワシ・オジロワシ・シマフクロウといった世界的な絶滅危惧種の重要生息地となっているという点が評価され、登録基準に合致する可能性が高いと判断されたものであるが、そうした価値を保全するためには陸域と海域を含めた統合的な管理計画の策定の必要性について、今後の課題として指摘があった。

小笠原諸島は、多くの固有種・希少種が生息・生育し、特異な島嶼生態系を形成している点が評価され、登録基準に合致する可能性が高いと判断されたものであるが、移入種対策を早急に講じる必要があるほか、最も重要な地区の一部は、いまだ十分な保護担保措置がとられていないことから、それらの解決は喫緊の検討課題であるとされた。

琉球諸島は、大陸との関係において独特な地史を有し極めて多様で固有性の高い亜熱帯生態系や珊瑚礁生態系を有している点、また優れた陸上・海中景観や絶滅危惧種の生息地となっている点が評価されものであるが、絶滅危惧種の生息地など、重要地域の一部はいまだ十分な保護担保措置がとられていないことから、それらの解決は今後の検討課題であるとされた。

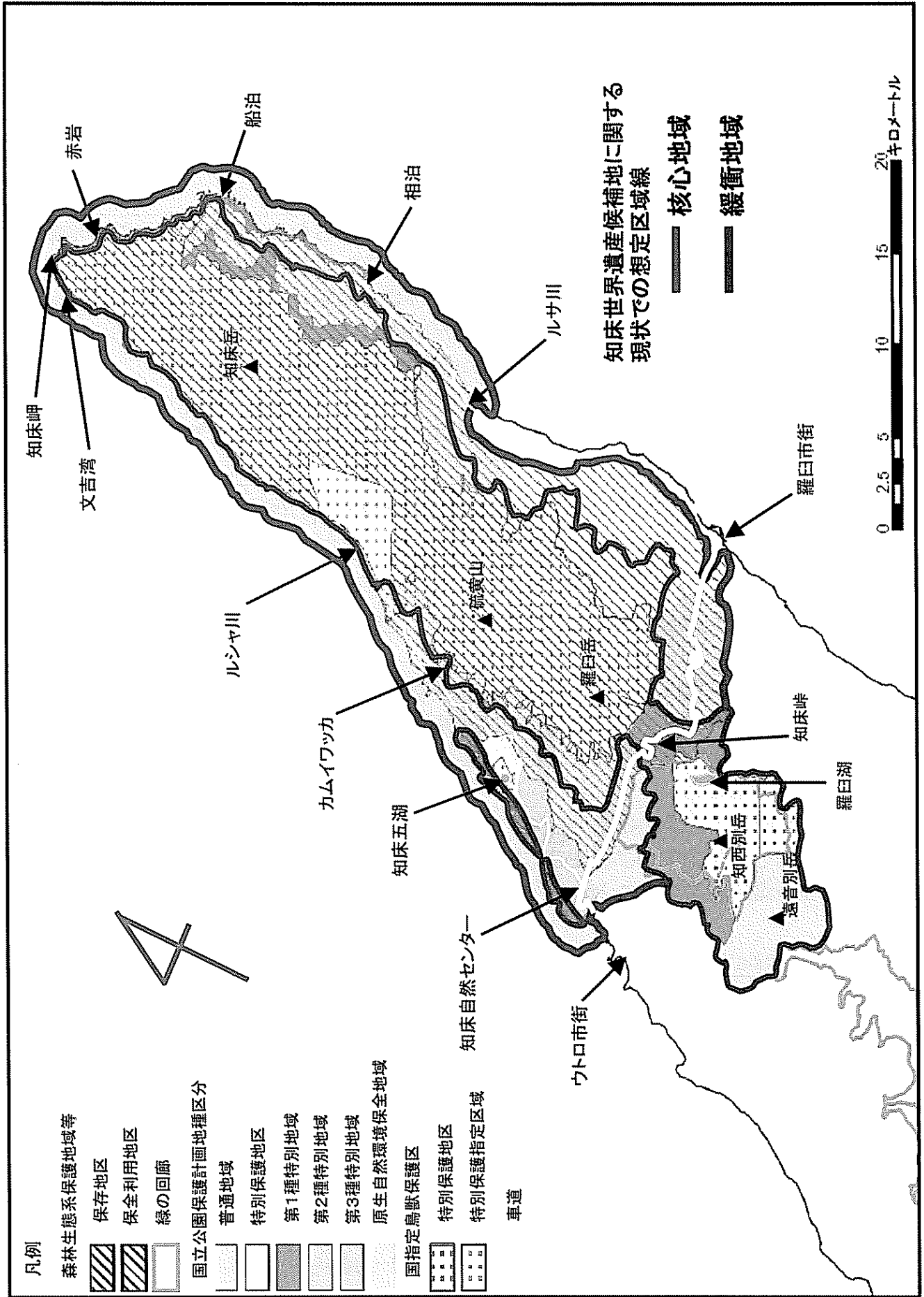
### ※1 世界自然遺産候補地に関する検討会委員（50音順、敬称略）

- ・岩槻邦男(座長)：放送大学教授（植物分類）
- ・上野俊一：国立科学博物館名誉研究員（動物分類）
- ・大沢雅彦：東京大学教授（植物生態）
- ・小泉武栄：東京学芸大学教授（自然地理）
- ・土屋 誠：琉球大学教授（海洋生物）
- ・三浦慎悟：森林総合研究所研究管理官（哺乳類生態）
- ・吉田正人：日本自然保護協会常務理事/IUCN日本委員会事務局長（自然保護制度）

### ※2 詳細検討対象地域（19地域）

- ① 利尻・礼文・サロベツ原野、② 知床、③ 大雪山、④ 阿寒・屈斜路・摩周、⑤ 日高山脈、⑥ 早池峰山、⑦ 飯豊・朝日連峰、⑧ 奥利根・奥只見・奥日光、⑨ 北アルプス、⑩ 富士山、⑪ 南アルプス、⑫ 祖母山・傾山・大崩山、九州山地と周辺山地、⑬ 阿蘇山、⑭ 霧島山、⑮ 伊豆七島、⑯ 小笠原諸島、⑰ 琉球諸島、⑱ 三陸海岸、⑲ 山陰海岸

# 知床半島における法的保護規制の状況



## 世界自然遺産の登録基準の概要

世界自然遺産に登録されるには、学術的・客観的に以下の条件を満たすことが必要。また、審査に際しては、既に登録されている各国の自然遺産等との比較がなされる。

### 「世界自然遺産」の定義 (条約第2条)

- ・無生物または生物の生成物または生成物群からなる特徴のある自然の地域であって、鑑賞上または学術上顕著な普遍的価値を有するもの
- ・地質学的または地形学的形成物および脅威にさらされている動物または植物の種の生息地または自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上あるいは保存上際立った普遍的な価値を有するもの
- ・学術上または保存上または自然の美しさという観点で、際立って普遍的な価値を有する自然の場所あるいは区域が明確に定められている自然の地域

### 現行の作業指針に定める世界自然遺産の登録基準 (2002年改訂版・44節)

以下のクライテリアの1つ以上<sup>※1</sup>に適合し、かつ、完全性の条件<sup>※2</sup>を満たすこと。

- (i) 生命の記録、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的または自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を表す顕著な見本であること。
- (ii) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群の進化発展における、重要な進行中の生態学的・生物学的過程を表す顕著な見本であること。
- (iii) 類を見ない自然美および美的重要性をもった、最上級の自然現象あるいは地域を包含すること。
- (iv) 学術的・保全的観点から見て、顕著な普遍的価値をもつ、絶滅のおそれのある種を含む、生物学的多様性の本来の状態における保全のために最も重要な自然の生息生育地を包含すること。

※1 登録地域の大部分は二つないし三つのクライテリアを満たすもの(45節)。なお、最近では、クライテリア(iii)単独での評価による登録の例はない。

#### ※2 完全性の条件の概要

- ・重要な関連する自然要素のすべて、あるいはほとんどを含むこと。(i)
- ・十分な規模と必要な要素を含むこと(ii)
- ・際立ってすぐれた美的価値を持ち、美的価値の長期的維持に不可欠な地域を含むこと(iii)
- ・属する生物地理区分及び生態系における最も多様性に富んだ動植物相の特徴を維持するための生息地を含むこと(iv)
- ・管理計画が必要(共通)
- ・法律、規則、制度による長期的で適切な保護が必要(共通)
- ・生物多様性の保全において最も重要な地域であるべき(共通)